

24 年度から 3 年間の介護保険料が改定

【問】市福祉課高齢者福祉係（☎ 77・8516）

福岡県介護保険広域連合は、加入している 33 市町村の今年度から 26 年度までの 3 年間の介護保険料を改定しました。柳川市は、65 歳以上の第 1 号被保険者の基準額が月額 4872 円です（下表参照）。介護保険料は 3 年ごとに見直され、前回の 21 年から 23 年度の基準額保険料より、月 172 円の増額となります。

65 歳以上の介護保険料は、介護保険サービスに必要な費用と 65 歳以上の人の 3 年間の合計人数から基準額を計算し、本人と世帯の所得や課税状況に基づいて 9 段階に分かれています。また、同連合に加入している 33 市町村で、65 歳以上の高齢者が利用している介護

サービスの一人当たりの費用に 2 倍以上の格差があります。この格差を緩和、是正することを目的に、構成市町村で介護サービスの利用水準が高いほうから順に A、B、C の 3 つのグループに分けて、介護保険料を設定しています。柳川市は、B グループの介護保険料になります。

介護保険料や介護サービスの内容などについては、4 月に配布する同連合の冊子「みんなで支える介護保険（保存版）」をご覧ください。

詳しくは、市福祉課高齢者福祉係や同連合（☎ 092・643・7055）まで。

●今年度から 26 年度の柳川市の介護保険料

資料：福岡県介護保険広域連合

所得段階	対象者	割合	保険料年額（月額）
第 1 段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が市町村民税非課税の人	基準額× 0.50	2 万 9233 円（2436 円）
第 2 段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額× 0.50	2 万 9233 円（2436 円）
第 3 段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円を超える人		
	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が 120 万円以下の人	基準額× 0.70	4 万 0926 円（3411 円）
	上記以外の人	基準額× 0.75	4 万 3850 円（3654 円）
第 4 段階	本人が市町村民税非課税の人（世帯の中に市町村民税課税の人がいる）		
	公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	基準額× 0.92	5 万 3789 円（4482 円）
	上記以外の人	基準額× 1.00	5 万 8466 円（4872 円）
第 5 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 125 万円未満の人	基準額× 1.18	6 万 8990 円（5749 円）
第 6 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の人	基準額× 1.25	7 万 3083 円（6090 円）
第 7 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 190 万円以上 300 万円未満の人	基準額× 1.50	8 万 7699 円（7308 円）
第 8 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人	基準額× 1.75	10 万 2316 円（8526 円）
第 9 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 400 万円を超える人	基準額× 2.00	11 万 6932 円（9744 円）

※介護保険料は年額で決定します。月額保険料は年額保険料を 12 月で割ったものを 1 円未満で四捨五入しています

日赤の震災義援金受付期間が 9 月 30 日まで延長

【問】市福祉課障害者福祉係（☎ 77・8514）

東日本大震災の義援金が多く寄せられ、3 月 22 日現在で 5579 万 1872 円もの金額をいただき、心からお礼申し上げます。市民の皆さんから預かった義援金は、日本赤十字社福岡県支部を通じて被災地に届けています。

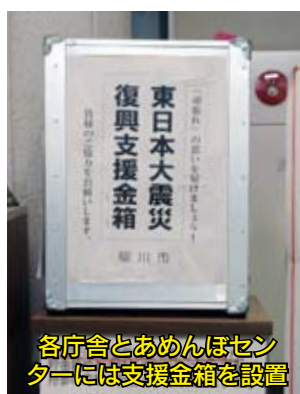
現在も同社へ全国から多額の義援金が寄せられていますので、同社は東日本大震災義援金の受付期間を 9 月 30 日（日）まで延長することにしました。そのため、

市も市役所各庁舎とあめんぼセンターに設置している支援金箱を、9 月 30 日まで設置を延長します。今後も、皆さんの温かいご支援をよろしくお願いします。

●支援金箱の設置時間

▷柳川・大和・三橋庁舎の 1 階ロビー＝午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日、祝日除く）

▷あめんぼセンター＝午前 10 時～午後 6 時（毎週金曜は午後 8 時まで。休館日除く）



24、25 年度の後期高齢者医療保険料率が改定

【問】市健康づくり課医療係（☎ 77・8503）

県内すべての市町村が加入する福岡県後期高齢者医療広域連合は、今年度と来年度の保険料率を改定しました。

後期高齢者医療保険料は、75 歳以上や 65 歳以上 74 歳以下で一定の障害があり同連合の認定を受けた被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計金額です。この保険料の計算に使われる保険料率は、2 年に一度見直されます。

均等割額は 5 万 5045 円で前回の平成 22・23 年度より 2832 円の増加、所得割率は 10.88%で前回より 1.01%の増加になります。また、保険料の上限額は 55 万円です。前回より 5 万円の増加になります（右①参照）。

保険料は、収入や所得に応じて軽減できることがあります。まず、均等割額の軽減では、同一世帯の被保険者と世帯主を対象に軽減対象になる所得金額が一定額以下であれば、保険料の均等割額を 9 割、8.5 割、5 割、2 割軽減します（右③参照）。

次に、所得割額の軽減では、総所得金額等が 91 万円以下（65 歳以上で公的年金収入のみで年金受給額が 211 万円以下）の人は、保険料の所得割額を 5 割軽減します。

最後に、後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者であった人は、保険料の均等割額を 9 割軽減します。所得割額はかかりません。

後期高齢者の医療費は、現役世代の人が加入している各種医療保険制度からの支援金が約 4 割、後期高齢者医療の被保険者が支払う保険料が約 1 割、残りの約 5 割を市町村や県、国の公費（税金）でまかなっています。

保険料額は 7 月に決定し、「平成 24 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」が送付されますので確認ください。

①後期高齢者医療保険料率

	22・23 年度	24・25 年度	増減
均等割額	5 万 2213 円	5 万 5045 円	2832 円増
所得割率	9.87%	10.88%	1.01% 増
上限額	50 万円	55 万円	5 万円増

②年額の後期高齢者医療保険料の計算式

$$\text{年額の保険料} = \text{均等割額} + \left[\frac{\text{総所得金額等} - 33 \text{ 万円}}{\text{均等割額}} \right] \times 10.88\%$$

※総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」や「給与収入－給与所得控除」などの合計額で、各種所得控除前の金額です

③今年度後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減

軽減割合	軽減後の年額	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額の合計額
9 割	5504 円	「33 万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、そのほかの所得がない」
8.5 割	8256 円	33 万円以下
5 割	2 万 7522 円	「33 万円＋24 万 5000 円×世帯主を除く被保険者数」以下
2 割	4 万 4036 円	「33 万円＋35 万円×被保険者数」以下

※世帯の基準日は 4 月 1 日です。年度途中で 75 歳になったり県外から転入したりした人などはその時点です

※軽減対象所得金額とは基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15 万円」となるなど例外があります

後期高齢者医療も高額外来診療の窓口負担が軽減

【問】市健康づくり課医療係（☎ 77・8503）

高額な外来診療を受ける人が同じ医療機関や薬局の窓口で支払う医療費は、4 月から定められた上限の金額までになります。

後期高齢者医療制度も国民健康保険と同じように、医療機関の窓口で支払う自己負担額が、1 か月単位で被保険者ごとに定められた限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する「高額療養費制度」があります。

これまで外来診療での高額療養費の支給を受ける場合は、所得や住民税の課税状況に応じて、いったん総医療費の 1 割か 3 割を支払って、限度額を超えた差額を、

後日、福岡県後期高齢者医療広域連合が被保険者に支給していました。4 月からは、外来でも限度額までの支払いができるようになります。

住民税非課税世帯の被保険者で窓口負担の軽減を受けられる場合は、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。柳川庁舎健康づくり課医療係、大和・三橋庁舎市民サービス課へ、保険証と印鑑を持って申請してください。すでに交付を受けている人は利用することができます。なお、住民税課税世帯の被保険者は、保険証だけで限度額までの支払いができます。